

● 個人住民税の特別徴収を徹底しています！

○書類の提出先・問合せ先

千葉市西部市税事務所 市民税課 特別徴収班
Tel 043(270)3140、043(270)3141

〒261-8582

千葉市美浜区真砂5-15-1
(美浜区役所2階)

■ 特別徴収について…

千葉市 特別徴収のしおり

検 索

■ 特別徴収の徹底について…

千葉市 特別徴収の徹底

検 索



- 個人住民税につきましては、**平成28年度より、千葉県内市町村が一斉に特別徴収を徹底しております**ので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

<特別徴収のメリット>

- ・普通徴収に比べ、1回の納付に係る税の負担が軽減されます。
- ・従業員は自ら納税を行う必要がなく、納税に係る手間が省けます。
- ・千葉市から、給与天引きする税額を記載した通知書を5月に事業所へ送付いたしますので、所得税のように給与支払者が税額の計算等を行う必要がありません。



- ※ 給与支払報告書は、1月末日までにご提出ください。期限後に提出された場合、税額通知書の送付が遅れ、所得証明書が発行**可能になる期間も遅れる**場合がございますので、ご注意ください。また、令和3年1月1日以降の提出分は、基準年(前々年)における給与の源泉徴収票の税務署への提出枚数が100枚以上であるときは、eLTAX 等による提出が義務化されました。

※

《共通》

○ マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載について

平成28年1月からマイナンバー(個人番号・法人番号)の利用が開始されました。事業者の皆様におかれましては、各種届出書等(給与所得者の扶養親族等(異動)申告書、給与支払報告書、給与所得者異動届出書、償却資産に関する申告書、事業所税の申告書、法人市民税の申告書・届出書 等)には、マイナンバーをご記載ください。

○ eLTAX をご利用ください

法人市民税の申告・届出、事業所税の申告・届出、償却資産に関する申告、個人住民税(特別徴収)の各種手続き(給与支払報告書の提出 等)では、eLTAXをご利用いただけます。

<eLTAXのメリット>

- ・申告書や届出書を持参・郵送することなく、自宅やオフィスで手続きが完結します。
- ・複数の地方公共団体へまとめて1度に申告、納付が可能です。
- ・eLTAX に対応した市販の税務・会計ソフトで作成したデータを利用できます。
- ・eLTAX 用ソフト PCdesk で申告書作成が簡単にできます。
- ・平成29年1月より、給与支払報告書と源泉徴収票の電子的提出の一元化が始まったため、一度の操作で市町村と税務署に対して給与支払報告書及び源泉徴収票を提出できます。
- ・特別徴収税額通知書を電子で受け取ることができるため、紙での管理が不要となります。



■ 詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAX

検 索

●ご存知ですか？「事業所税！！」

○申告書の提出先・問合せ先

千葉市東部市税事務所 法人課 法人班
Tel 043(233)8142

〒264-8582

千葉市若葉区桜木北2-1-1
(若葉区役所内)

■ 千葉市事業所税のホームページ…

千葉市 事業所税

検 索



事業を行う法人又は個人の方で

市内の事業所の床面積が合計で**1,000㎡を超えたら資産割の申告納付を！**

市内の事業所の従業者数が合計で**100人を超えたら従業者割の申告納付を！**

- ◆ 貸しビル等の貸付事業所は、家屋所有者ではなく、借り受けて事業を行う方が納税義務者となります。
- ◆ 免税点判定は、資産割と従業者割とで別に行いますので、どちらか一方だけ課税される場合があります。
- ◆ 免税点判定は、事業年度末日(個人事業者は12月31日)の現況で判定します。
- ◆ 特殊関係者(子会社・兄弟会社などをいいます。)が同一家屋内で事業を行っている場合、共同事業とみなされ、その特殊関係者の事業所床面積(従業者数)を合算して免税点判定を行います。

税額の計算は

資産割 事業所床面積(㎡) × **600円**

従業者割 従業者給与総額(円) × **0.25%**

申告納期限は

法人の場合 事業年度終了の日から **2か月以内**

個人の場合 翌年の **3月15日**



- 免税点以下の場合でも、事業所床面積が800㎡超又は従業者数が80人超の場合には、申告書を提出してください。

申告が遅れると

不申告加算金が課されます。

- 納付すべき税額の15%(50万円を超える部分については、5%を加算)が課されます。
決定があるべきことを予知したものでないときは、納付すべき税額の5%が課されます。
- 納付が遅れますと、延滞金が課されます。

●償却資産申告のご案内

○申告書の提出先・問合せ先

千葉市東部市税事務所 法人課 償却資産班

TEL 043(233)8146

〒264-8582

千葉市若葉区桜木北2-1-1

(若葉区役所内)

■ 千葉市償却資産(固定資産税)のホームページ...

千葉市 償却資産

検 索



「償却資産(固定資産税)申告の手引き」を掲載しています。

■ 事業を行う個人又は法人で千葉市に償却資産をお持ちの方は、
毎年1月1日現在の資産の状況等について1月末までに申告書を提出してください。
(千葉市の場合、資産が所在する区ごとにご申告いただく必要があります。)

■ 償却資産(固定資産税)とは、
土地、家屋以外の事業の用に供することができる資産です。



償却資産申告にあたる注意事項

■ 自己所有建物(賃貸アパート、店舗等)をお持ちの場合(中古取得を含む)

アパート一式で償却資産の申告はできません。

屋外電気・給排水・ガス設備、路面舗装、門・塀・フェンス・駐輪場・緑化施設・庭園等の外構工事
等が償却資産に該当しますので、見積書等から抜き出して申告していただく必要があります。

■ テナントの方が取り付けた内装・造作・建築設備等の資産について

テナントの方が取り付けた内装、造作、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備等について
は、テナントの方が償却資産として申告してください。

■ 太陽光発電設備について

事業の用に供する太陽光発電設備は、架台やフェンス等の附帯設備も含め、申告対象です。



eLTAXで電子申告された方の申告区分に応じて申告方式・申告の案内書類を変更します

■ 令和7年度に「(修正)増加資産／減少資産申告」の申告区分を選択して申告された方
申告方式を一般方式として、令和8年度の申告のご案内から、氏名、住所が印字された
「償却資産申告書」又は「固定資産税(償却資産)の申告書について(ハガキ)」をお送りいたします。

■ 令和7年度に「(修正)全資産申告(電算処理分)」の申告区分を選択して申告された方
申告方式を電算処理方式として、令和8年度の申告のご案内から、「償却資産申告のお知らせ
(ハガキ)」をお送りいたします。

《共通》 法人市民税、事業所税、償却資産(固定資産税)

■ 申告書や届出書を窓口にお持ちいただく場合は、西部市税事務所市民税課及び各市税出張所
でもご提出いただけますが、記載内容等について相談が必要な場合は、法人課各担当班へ
お問い合わせください。

■ 郵送により提出される方で、「控」の返送を希望される方は、返信用切手を貼付した封筒を同封し
てください。

■ 各種届出書・申告書等は法人課、各市税出張所窓口にて配布または千葉市ホームページから
ダウンロードできます。

千葉市 税 申請書

検 索

●法人市民税

○書類の提出先・問合せ先

〒264-8582

千葉市東部市税事務所 法人課 法人班

千葉市若葉区桜木北2-1-1

TEL 043(233)8142

(若葉区役所内)

事務所



■ 千葉市 法人市民税のホームページ…

千葉市 法人市民税

検索

●法人市民税は、市内に事務所等※又は寮等がある法人に納めていただく税金です。

※自己の所有に属するか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であり、そこで継続して行われる場所は、その規模にかかわらず、事務所等に該当します。

(1) 納税義務者及び納めるべき税額

納税義務者	納めるべき税額
区内に事務所等を有する法人	法人税割額 と 均等割額※
区内に寮等のみを有する法人	均等割額※ のみ
区内に事務所等を有し、法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人(法人課税信託の受託者)	法人税割額 のみ



※均等割は、事務所等又は寮等の所在する区ごとに税額計算を行います。複数の区に所在する場合には、申告漏れにご注意ください。

(2) 申告・納付期限

確定申告	原則として事業年度終了の日の翌日から2月以内
仮決算による中間申告／予定申告	事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内(※)

※通算子法人の場合は、親法人事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内となります。

●法人税割の税率が引き下げられています

平成28年度税制改正において地方税法が改正され、法人税割の税率が引き下げられました。この改正を踏まえ、千葉市は令和元年10月1日以後に開始する事業年度の法人税割の税率を下記のとおりに改めています。

法人の区分	事業年度開始日	
	H26. 10. 1～	R元. 10. 1～
資本金等の額が1億円以下の法人 等	9. 7%	6. 0%
資本金等の額が1億円を超え5億円未満の法人	10. 9%	7. 2%
資本金等の額が5億円以上の法人	12. 1%	8. 4%

千葉市 法人市民税 税率

検索

●均等割の税率適用区分の基準である“資本金等の額”について改正されました

平成27年度税制改正において地方税法が改正され、法人住民税均等割の税率適用区分の基準である**資本金等の額**について改正されました。この改正内容は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用されています。

詳しくは、千葉市HPに掲載しておりますのでご覧ください。

千葉市 資本金等の額

検索